

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第91回社会保障審議会障害者部会開催される

10月24日(水)東京都港区ベルサール御成門タワーにて開催された第91回社会保障審議会障害者部会において、障害保健福祉施策の動向及び障害者手帳のカード化についての討議が行われた。

障害保健福祉施策では、相談支援専門員研修制度の見直しに関する今後の取扱いについて現在の状況及び今後の対応方針(案)について討議がされた。現行の研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害者当事者の意見が反映されていない等、研修時間数の見直しだけでなく、研修カリキュラムの内容の見直しが必要ではないかとの意見があった。

また、障害者手帳のカード化についての討議も行なわれた。現在、山口県では利便性向上のため、紙製手帳かカード製手帳のいずれかの希望する手帳を交付しており、カード製手帳の交付は全体の30~40%にあたる。この山口県の実施状況についての情報をオープンにし、好事例や課題等を参考にすべきではないかとの意見があった。

今号では、相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(平成30年3月2日)以降の状況及び今後の対応方針(案)についてと障害者手帳のカード化についての概要を一部抜粋し報告する。

相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(平成30年3月2日)以降の 状況及び今後の対応方針(案)について

【指摘内容】

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセス障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

【検討の方向性】

- あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

【施行時期等】

- 検討に要する時間を考慮し、新たな告示等に基づき都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

相談支援専門員研修の告示表別(案)

初任者研修(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h



初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修・更新研修（現行）		時間数
講義	障害福祉に関する講義	2 h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2 h
	競技会に関する講義	2 h
演習	ケアマネジメントに関する講義	12 h
合計		18 h



現任研修・更新研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5 h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3 h
	人材育成の手法に関する講義	1.5 h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習 コミュニティワーク	18 h
合計		24 h

新 設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3 h
	運営管理に関する講義	3 h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13 h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11 h
合計		30 h

障害者手帳のカード化について

【背景】

- 障害者手帳のカード化については、当事者から、これまでも要望があったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。
- 他方、健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、障害者手帳のカード化の検討に着手することとした。

1.カード化に向けての検討方針

(現行の仕様)

①身体障害者手帳（更新なし）

手帳所持者の基本的な情報に加え、補装具費の支給状況などを加筆していく仕様。

②精神障害者保健福祉手帳（2年更新）

手帳所持者の基本的な情報に加え、更新日を加筆していく仕様。また、表紙や券面などの見えやすいところに精神障害者や等級の記載をしないなど、手帳所持者に配慮した様子。



自治体の選択により、カード化を可能とする方向で検討。

＜カード化する際の論点＞

- ・身体障害者手帳については、補装具費の支給状況等の記載方法や記載の必要性を検討。
- ・精神障害者保健福祉手帳の更新日はカードの裏面に加筆していく仕様に。
- ・手帳型の方が記載内容が外から見えにくいという利点もあるため、当事者が手帳型かカード型か好きな方を選択する仕組みを検討。

2.カード型障害者手帳のイメージ

<p>① 身体障害者手帳</p> <p>表面：手帳所持者の基本情報や運賃割引の区分などを記載</p> <p>身体障害者手帳 〇〇県 第〇〇〇〇〇号 交付日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 厚生 太郎 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 住所 東京都千代田区麹が関1-2-2 保護者氏名 続柄 住所 障害名 視覚障害 視力の良い方の眼の視力が0.01以下 障害程度等級 1級 旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額 第一種身体障害者</p>	<p>裏面：備考欄は住所変更の際などに活用</p> <p>備考</p> <p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> この手帳の交付を受けて更新しようとする際には、国、都道府県、市町村などが出来るだけのお世話をすることになっています。 医療や生活や職業などのことで相談したい時は、つえ、巖などが必要な場合は、いつでも近くの市町村役場、福祉事務所、保健所、消費生活センターなどに相談ください。 身体障害者福祉法、消費生活センターなどが動員していただくことがありますが、その際には、お世話を進めてお預願ください。 この手帳は、必ず正しい方法で大切にしてください。 住所や氏名が変わった時は、すぐに変更の届を出してください。 この手帳を万一なくしたり、使用できないようになった時は、再交付を申請してください。 この手帳は、他人に譲ったり貸したりしてはなりません。 						
<p>② 精神障害者保健福祉手帳</p> <p>表面：手帳所持者の基本情報を記載 ・券面には「障害者手帳」とのみ記載</p> <p>障害者手帳 氏名 厚生 花子 住所 東京都千代田区麹が関1-2-2 生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 障害等級 1級 手帳番号 〇〇〇〇 号</p> <p>公布日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 都道府県 〇〇県 指定都市 〇〇市</p>	<p>裏面：更新日を記載</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p> <table border="1"> <tr> <td>有効期限の更新</td> <td>(更新)</td> <td>(更新)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(更新)</td> <td>(更新)</td> </tr> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療や生活などのことで相談したい時は、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などにご相談下さい。 住所や氏名が変わった時は、変更届を出してください。 この手帳を万一なくしたりした時は再交付を申請してください。 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。 更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から市町村役場で行うことができます。 	有効期限の更新	(更新)	(更新)		(更新)	(更新)
有効期限の更新	(更新)	(更新)					
	(更新)	(更新)					

▽詳しくは、第91回社会保障審議会障害者部会サイト▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000195428_00006.html

厚生労働省 平成30年度補正予算案を公表

厚生労働省は10月15日付で、平成30年度補正予算案を公表した。

大阪北部地震、西日本7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援費として総額315億円、そのうち社会福祉施設等の災害復旧費として91億円を要求し、被災した施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行うこととしている。

▽予算案の詳細はこちら▽

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18hosei/dl/18hosei.pdf>

障害者に対する航空旅客運賃の割引について ~厚労省

一部の航空運送事業者において、精神障害者に対しても航空旅客運賃の割引制度が適用されるとともに、身体障害者及び知的障がい者に対する割引についても、障害の程度に関わらず手帳を提示できる者全員に対して、介護者一名まで割引を適用することとなった。

なお、JALグループでは国内線運賃の平成30年10月4日以降の予約受付分から適用、ANAでは同運賃を平成31年1月16日以降の予約受付分から適用する。

▽障害者の航空旅客運賃の割引について▽

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/documents/tuuchi.pdf>

▽障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要（参考資料）▽

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/documents/sankou.pdf>

全客室バリアフリー化 ~東京都新增築ホテル義務付けへ

東京都は10月19日、新增築する宿泊施設の全客室に段差を設けないことや、出入口に一定の幅を設けることなどを義務付けるバリアフリー条例改正案を発表した。一般客室のバリアフリー基準を定める条例は全国初。来年2月の都議会に提案し、2019年9月施行を目指す。

2020年東京オリンピック・パラリンピックと超高齢化社会の進展を見据え、障害者や高齢者が利用しやすい宿泊環境を整備する狙い。車いす利用者の客室を一定の割合で設けることを求める都の建築物バリアフリー条例を改正し、一般客室にも一定のバリアフリー基準を義務付ける。

改正案によると、対象は2019年9月以降の着工で、新築や増改築する部分の床面積が100平方メートル以上の宿泊施設。客室の出入口の幅を80センチ以上にすることや室内に階段、段差を設けないことなど、車いす利用者の宿泊に最低限必要な基準を定めている。基準を満たさない既存の宿泊施設に罰則はない。

都の推計によると、東京オリンピック・パラリンピック期間中、都内でバリアフリー対応の客室が1日当たり850室必要になる。ただ、バリアフリーの客室は550程度で約300室足りない現状がある。

都は条例改正に合わせて、来年度のバリアフリー化支援補助金を拡充させるなど、既存の宿泊施設にも回収を促す。

社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

厚生労働省より、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）宛に、10月19日付で標記事務連絡が発出された。

平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害において、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したことから、今一度点検すべき事項（例）がとりまとめられた。

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電関係>

①非常用自家発電機がある場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

②自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。
（注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。
（注）入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

- ・飲料水の備蓄をしているか。
（注）災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料

水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

- ・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

- ・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。
(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。
- ・プロパンガスの導入又は備蓄(難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認)をしているか。
- ・調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

- ・通信手段のバッテリー(携帯電話充電器、乾電池等)を確保しているか。
- ・複数の通信手段(携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等)を確保しているか。
(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- ・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか(飲料水等は再掲)。
(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。
(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。
(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP(事業継続計画)として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」(平成30年5月31日付社援発0531第1号)を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

